

2 国際第 9 4 2 号

関税割当公表第 6 7 号

令和 3 年度上期の麦芽の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、麦芽（いつてあるかないかを問わない。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、令和 3 年度の本関税割当制度は、関税定率法等の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

令和 3 年 3 月 11 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 麦芽
- 2 割当数量 別途公表
- 3 通 関 期 限 令和 3 年 9 月 30 日

第 2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

- 1 ビール用（発泡酒の原料となるものを含む。以下同じ。）及びウイスキー用

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

- 2 その他用

農林水産省政策統括官付穀物課

第 3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第 4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間（行政機関の休日を除く）

1 提出期間

(1) ビール用及びウイスキー用

国税庁長官が発給する麦芽関税割当申請限度内示書（以下「内示書」という。）の交付日から7日以内（なお、本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それらの数量についても、関税割当申請の対象となる。）

(2) その他用

次に掲げる期間とする。

ただし、イ及びウに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

ア 令和3年4月1日（木）から同年4月9日（金）まで

イ 令和3年6月1日（火）から同年6月3日（木）まで

ウ 令和3年8月2日（月）から同年8月4日（水）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

3 郵送等による提出

関税割当申請書及び関税割当申請書に添付する書類は、郵送等により提出することができるものとする。この場合、郵便書留等の追跡可能な方法により送付するものとし、期間内に農林水産省へ必着とする。

（宛先）

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

【ビール用及びウイスキー用】

農林水産省大臣官房国際部国際経済課関税割当担当者宛

【その他用】

農林水産省政策統括官付穀物課 関税割当担当者宛

第5 関税割当申請者の資格

- 1 ビール用及びウイスキー用については、国税庁長官が発給する内示書の交付を受けた者

- 2 その他用については、ビール用及びウイスキー用以外の用途に麦芽を使用する者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 ビール用及びウイスキー用については、国税庁長官が発給する内示書
- 2 その他用については、以下の書類とする。ただし、（3）の書類については、申請時点においてこれまでに提出した書類の内容に変更がない場合は書類の提出を必要としない。
 - （1）麦芽使用計画数量等一覧表（別記様式1）
 - （2）輸入麦芽の必要数量の根拠に関する資料
 - （3）法人の登記事項証明書（写し）、個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

第7 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合に提出する書類

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第6に定める書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類（様式2）を提出するものとする。

ただし、第6の2に定める書類は、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を要しない。

第8 割当基準

- 1 ビール用及びウイスキー用については、国税庁長官が発給する内示書の関税割当申請限度の範囲内で申請のあった数量を割り当てるものとする。
- 2 その他用については、申請数量の範囲内において、使用実績数量、使用計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

第9 関税割当証明書の発給の停止

関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から本公表第1の3に定める通関期限ま

で及びそれに続く次の半年間は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- 1 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- 2 申請者が本公表第5、第10及び第12に違反したとき。
- 3 申請者が関税割当てのために、省令又は本公表に基づき提出した書類について、虚偽の申告又は報告をしたとき。

第10 報告

割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第11 内示書の交付申請

ビール用及びウイスキー用の内示書の交付申請については、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（様式編）の制定について（法令解釈通達）（平成17年8月25日課酒1-66ほか1課共同）に定める様式により、国税庁長官に行うものとする。

第12 その他

- 1 関税割当申請書（省令別記様式第一）の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書（省令別記様式第三）及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書（省令別記様式第四）の提出部数は2通（省令第3条及び第4条）とする。

- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更、有効期間延長及びその他事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続きについては、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号。以下、「記載要領」という。）による。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする（省令第3条第2項）。

- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当証明書の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければならない（省令第5条）。返納は原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。また、割当数量を全て消化した関税割当証明書も同様とする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量の残数量の全部を返還する場合は、関税割当数量の返還について（別記様式3）を、一部数量の再発給を希望する場合は、再交付申請理由書（記載要領様式第一）を提出する。

その際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は関税割当証明書システム管理終了結果情報を添付するものとする。

第13 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。
- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

<注> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html)